## 個人情報ファイル簿

		■ 新規(令和 5年 4月 1日)				
		□ 変更 (年月日)				
整理	番号 3-1-7	□ 終了( 年 月 日)				
1	個人情報ファイルの名称	戸籍電算システム				
2	実施機関の名称	稲城市長				
3	個人情報ファイルが利用に供され	市民部市民課				
5	る事務をつかさどる組織					
4	個人情報ファイルの利用目的	戸籍事務のために利用する。				
5	記録項目	①本籍、②筆頭者氏名、③氏名、④生年月日、⑤性別、⑥父母氏名、⑦続柄、⑧義父母氏名、⑨配偶者氏名、⑩配偶者生年月日、⑪配偶者死亡日、⑫身分事項、⑬住所、⑭住定日、⑮禁治産者に関する事項、⑯雄共治産者に関する事項、⑰砂歴に関する事項、⑱が年後見に関する事項、⑪胎児認知に関する事項、㉑在外選挙人に関する事項、㉑附票ロックに関する事項、㉑受理処理何に関する事項、㉑所で理申出に関する事項、㉑での不受理申出に関する事項				
6	要配慮個人情報	<ul> <li>□無</li> <li>□人種</li> <li>□障害</li> <li>□健康診断結果等</li> <li>□社会的身分</li> <li>□ 医師による指導、診療・調剤内容</li> <li>□病歴</li> <li>■ その他</li> <li>① 犯歴</li> </ul>				
7	記録範囲	本籍が稲城市の者又は過去に本籍が稲城市であった者				
8	記録情報の収集方法	戸籍届出、住所地、選管、家裁、地検等からの通知				
9	記録情報の経常的提供先	■ 有(法務省)				
10	開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	名 称     総務部文書法制課       所在地     東京都稲城市東長沼 2111 番地				
11	訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等	■ 有 (戸籍記載事項については、戸籍法 (昭和 22 年法 律第 224 号)、民事局通達等に基づき訂正請求が できる。)				

12	個人情報ファイルの種別	■ 電子計算機処理ファイル			
		⇒マニュアル処理による重複ファイルの有無			
		□ 有 ■ 無			
		□ マニュアル(手作業)処理ファイル			
13	行政機関等匿名加工情報の提案の	■ 該当			
	募集をする個人情報ファイル	□ 非該当			
14	行政機関等匿名加工情報の提案を	名 称 総務部文書法制課			
	受ける組織の名称及び所在地	所在地	東京都稲城市東長沼 2111 番地		
	行政機関等匿名加工情報の概要	本人の	数	_	
15				_	
		 情報の項	情報の項目		
		114 114			
		1: 61			
	作成した行政機関等匿名加工情報	名 称			
16	に関する提案を受ける組織の名称	所在地	_		
	及び所在地				
17	作成した行政機関等匿名加工情報				
	に関する提案のできる期間				
18	備考				